

砥部のりあいタクシーの運行方法の見直しについて

1 「砥部町役場」に限り、区域を越えて乗降場所として運行したい【継続案件】

麻生区域及び砥部区域から「砥部町役場」に限り区域を越えて運行することができるよう変更したい。

変更にあたり、幹線を担う路線バスに対し、区域内運行の原則の基に支線的役割を果たすのりあいタクシーの例外を認める条件を次のとおり整理する。

区域を越えて運行することができる例外条件

砥部町役場については、砥部町民にとって唯一の施設であって代替施設はなく、行政サービスを受けるための拠点であることから、例外として区域を越えて運行することができる唯一の乗降場所として指定する。なお、他の例外は現行制度において一切認めないものとする。

2 利用料金について

区域を越えて砥部町役場へ運行することが可能とする場合の利用料金は、通常のタクシー運賃の実質の初乗り料金（迎車200円+初乗600円）に相当する800円とする。

なお、運行することが可能となった場合の利用料金800円の設定については、先に開催した砥部町地域公共交通運賃協議会において決定しております。

料金設定にあたっての検討要素

- ・区域内運行よりも走行距離が延びること
- ・路線バスの運賃よりも安価とならないこと
- ・路線バスと比較し、待ち時間がないことや徒歩移動がないこと
- ・通常のタクシー料金との比較

麻生区域（例）

自宅 ⇔ 総合運動公園口バス停 ⇔ 役場西バス停 ⇔ 役場
のりあいタクシー200円 + バス250円 + 徒歩 = 450円

砥部区域（例）

自宅 ⇔ 伝統産業会館前バス停 ⇔ 役場西バス停 ⇔ 役場
のりあいタクシー200円 + バス250円 + 徒歩 = 450円

3 スケジュール（案）

令和8年2月 議会説明

令和8年3月 交通会議（書面開催）

令和8年4月～9月 周知

令和8年10月1日 施行